

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、翌日とする)

◇条 例 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)

目 次

公布された条例のあらまし

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 一 給料表の改定(別表第一、別表第五関係)
全給料表の全給料月額を引き上げることとした。
- 二 諸手当の改定
 - 1 初任給調整手当(第七条の三関係)
 - (一) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十九万四千円(現行二十八万五千円)に引き上げることとした。
 - (二) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要と

する職を占める職員に対する支給月額の限度額を五百万円(現行四万九千五百円)に引き上げることとした。

2 扶養手当(第八条関係)

(一) 配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を三人目から一人につき二千元(現行千元)に引き上げることとした。

(二) 満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある扶養親族たる子がいる場合には、千円に当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を加算した額を支給月額とすることとした。

3 住居手当(第九条の四関係)

月額二万三千円を超える家賃を支払っている職員に係る二分の一加算限度額を月額一万六千元(現行一万五千元)に引き上げることとした。

4 単身赴任手当(第十条の二関係)

職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じ支給する加算額の限度額を月額二万九千元(現行一万八千円)に引き上げることとした。

5 寒冷地手当(第十一条の二関係)

最高限度額の算出基礎額を五十六万八千元(現行五十五万七千元)に引き上げることとした。

6 時間外勤務手当及び休日勤務手当(第十三条及び第十四条関係)

それぞれ支給割合を百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（現行百分の百二十五）とすることとした。

7 期末手当（第十六条の四関係）

三月期の支給割合を百分の五十（現行百分の五十五）に、十二月期の支給割合を百分の二百（現行百分の二百十）にそれぞれ引き下げることにした。

三 その他

所要の規定の整備を行うことにした。

四 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、時間外勤務手当及び休日勤務手当に関する改正は、平成六年四月一日から施行することとした。

2 この条例（時間外勤務手当及び休日勤務手当に関する改正を除く。）による改正後の条例は、平成五年四月一日から適用することとした。

3 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十一号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「二十八万五千円」を「二十九万四千円」に改め、同項第二号中「四万九千五百円」を「五万百円」に改める。

第八条第三項中「千円と」を「二千円と」に改め、同条に次の一項を加える。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第九条第一項第二号中「場合」の下に「（前条第二項第二号又は第四号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」を加え、同条第二項中「について同項第二号に掲げる事実が生じた」を「が扶養親族たる要件を欠くに至った」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「について同項第二号に掲げる事実が生じた場合又は」を「が扶養親

族たる要件を欠くに至つた場合、」に改め、「第四号に掲げる事実が生じた場合」の下に「又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合」を加える。

第九条の四第二項第一号ロ中「一万五千元」を「一万六千元」に改める。

第十条の二第二項中「一万八千元」を「二万九千元」に改める。

第十一条の二第二項中「第八条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三項中「五十五万七千元」を「五十六万八千元」に改める。

第十三条中「の百分の百二十五」を「に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」に、「百分の百五十」を「その割合に百分の二十五を加算した割合」を乗じて得た額」に改め、同条に次の各号を加える。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

第十四条第二項中「の百分の百二十五」を「に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額」に改める。

第十六条の四第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の二百十」を「百分の二百」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1			179,200	209,500	226,500	246,100	264,800	285,900	319,000	357,300	406,300
2	130,700	164,900	185,100	217,400	235,000	254,800	273,700	294,900	330,800	369,700	421,100
3	134,900	171,500	191,400	225,500	243,700	263,500	282,900	304,700	342,600	382,300	436,200
4	139,300	178,400	197,800	234,000	252,100	272,200	292,100	314,900	354,400	394,900	451,300
5	144,200	184,000	204,700	242,600	260,300	281,000	301,600	325,100	366,300	407,800	466,500
6	149,800	188,700	212,300	250,900	268,500	289,800	311,200	335,200	378,300	420,500	481,800
7	155,600	193,400	219,700	259,000	276,800	298,800	321,000	345,300	390,600	433,200	497,400
8	161,300	198,000	226,900	267,000	285,000	308,100	330,800	355,400	402,900	445,900	513,200
9	165,600	202,300	233,200	274,900	293,200	317,400	340,700	365,500	415,200	458,600	528,700
10	169,000	206,600	239,300	282,800	301,500	327,100	350,500	375,600	426,900	471,200	544,100
11	171,900	211,000	245,300	290,600	309,700	337,000	360,200	385,700	438,300	482,400	556,200
12	174,500	215,300	251,000	298,300	317,700	346,800	369,600	395,700	449,500	492,800	564,100
13	177,100	219,600	256,700	305,800	325,700	356,500	378,700	405,700	459,100	501,600	571,700
14	179,300	222,900	262,000	313,300	333,400	365,900	386,800	415,300	467,000	508,800	577,900
15	181,400	226,000	267,100	320,100	339,700	374,400	393,900	423,000	474,800	513,400	582,700
16	183,000	229,100	272,100	326,500	345,600	381,300	400,400	430,300	480,200		
17		232,200	276,600	331,200	350,900	387,900	406,100	435,200	484,800		
18		235,100	280,500	335,400	355,300	392,500	411,000	439,800	489,100		
19		237,100	284,100	339,500	359,400	397,000	415,600	444,200			
20			287,000	342,500	363,200	401,500	420,000	448,100			
21			289,800	345,400	366,500	405,900	423,900	451,900			
22			292,500	348,200	369,800	410,000	427,600				
23			295,200	351,200	373,200	413,700					
24			297,700	354,300	376,500	417,300					
25			300,200	357,200	379,300						
26			302,600	360,000	382,100						
27			305,000	362,400							
28			307,400	364,800							
29			309,800								
30			312,100								
31			314,300								
32			316,500								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1				222,700	256,200	274,900	293,900	314,100	345,300	380,800
2	152,300	167,200	192,200	229,800	265,000	284,000	303,400	324,000	355,300	393,000
3	158,800	174,000	200,000	237,600	273,900	293,100	313,100	333,900	365,400	405,300
4	165,500	182,900	207,700	246,200	282,700	302,500	322,800	343,800	375,600	416,800
5	172,200	191,700	214,600	255,000	291,500	312,100	332,500	353,800	386,000	428,000
6	180,300	199,100	221,100	263,800	300,000	321,800	342,200	363,800	396,300	438,500
7	189,000	206,000	227,600	272,600	308,700	331,500	351,900	373,900	406,800	448,900
8	196,400	212,800	234,000	281,400	317,000	341,200	361,900	384,300	417,200	459,200
9	203,300	219,000	241,800	290,100	325,600	350,900	372,000	394,600	427,600	469,600
10	210,100	225,100	249,400	298,100	334,100	360,800	382,200	405,100	437,900	479,900
11	216,300	231,400	257,100	306,200	342,600	370,900	392,400	415,500	448,200	490,200
12	222,400	237,900	264,800	314,400	351,100	381,100	402,600	425,800	458,200	500,500
13	228,700	245,400	272,600	322,600	359,500	391,300	412,900	436,000	468,200	510,600
14	235,200	252,800	280,100	330,800	367,900	401,500	421,000	446,200	478,000	518,400
15	242,700	260,400	287,600	338,600	376,300	411,400	429,000	455,400	487,300	522,800
16	250,100	267,900	295,500	346,500	384,400	418,500	436,200	463,500	492,300	
17	257,200	274,800	303,600	354,400	392,400	425,300	442,100	468,500	496,700	
18	263,800	281,700	311,800	362,300	399,500	431,000	447,800	473,400	500,800	
19	270,000	288,800	320,000	370,100	406,000	435,700	452,400	478,200		
20	276,400	295,700	327,700	377,500	410,500	440,300	456,900	482,200		
21	282,900	302,600	335,600	384,900	414,700	444,600	460,800	486,000		
22	289,300	309,400	343,400	392,000	418,600	448,800	464,500			
23	295,900	316,100	351,300	398,400	422,400	452,500				
24	302,200	322,800	359,100	402,700	426,100	456,100				
25	308,200	329,600	366,500	406,600	429,300					
26	314,400	336,500	373,900	410,300	432,500					
27	320,300	343,500	381,000	414,000						
28	325,900	349,800	387,400	417,700						
29	330,400	355,400	391,700	420,700						
30	334,700	360,400	395,600	423,700						
31	339,200	365,400	399,300							
32	343,600	368,800	402,900							
33	346,200	372,100	406,600							
34		375,400	409,600							
35		378,800	412,500							
36		381,500								

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表(第三条関係)

イ 教育職給料表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	294,100	392,300
2	143,100	184,700	303,900	402,400
3	149,400	191,400	313,700	412,600
4	156,200	198,000	323,500	422,700
5	163,700	204,900	333,300	432,900
6	172,300	211,900	343,100	443,200
7	181,300	219,200	352,900	453,500
8	187,800	226,600	362,700	463,800
9	194,300	234,300	372,500	474,300
10	200,700	242,400	382,500	485,000
11	207,200	250,700	392,400	495,600
12	213,800	260,000	402,300	505,300
13	220,700	269,300	411,800	513,900
14	227,900	278,600	421,200	521,600
15	235,200	288,000	430,600	526,200
16	242,700	297,400	439,900	
17	250,000	306,800	449,200	
18	257,300	316,500	458,500	
19	264,500	326,100	467,800	
20	271,000	335,700	476,400	
21	277,400	345,100	484,800	
22	283,500	354,500	492,900	
23	289,500	363,900	499,900	
24	295,500	373,300	504,100	
25	301,500	382,200		
26	307,500	390,500		
27	313,400	398,800		
28	319,300	407,200		
29	324,900	415,500		
30	329,100	422,600		
31	333,100	429,600		
32	336,900	435,400		
33	340,400	440,600		
34	343,200	445,500		
35	345,900	450,000		
36	348,500	453,000		
37	351,000			
38	353,500			
39	355,700			
40	357,900			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 教育職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1			255,000	388,000
2	143,100	158,300	264,700	397,000
3	149,400	166,200	274,500	406,000
4	156,200	174,800	284,300	415,000
5	163,700	184,700	294,100	424,100
6	172,300	191,400	303,900	433,300
7	181,300	198,000	313,700	442,600
8	187,800	204,900	323,500	451,500
9	194,200	211,900	333,300	459,700
10	200,500	219,200	343,000	467,700
11	206,600	226,600	352,700	475,400
12	212,800	234,300	361,700	483,000
13	219,100	242,400	370,500	489,600
14	225,900	250,700	379,300	494,900
15	232,400	260,000	388,100	499,000
16	238,900	269,300	396,600	
17	245,100	278,600	405,000	
18	251,300	288,000	413,500	
19	257,400	297,400	421,900	
20	263,200	306,800	430,300	
21	268,600	316,500	438,200	
22	273,900	326,000	445,100	
23	278,800	335,500	451,600	
24	283,500	344,800	456,900	
25	287,300	353,800	461,400	
26	291,100	361,700	465,200	
27	294,500	369,900	468,400	
28	297,500	377,800	471,400	
29	300,100	385,500		
30	302,600	392,500		
31	304,900	399,500		
32	307,300	406,300		
33	309,400	412,500		
34		418,600		
35		423,900		
36		428,500		
37		432,900		
38		436,700		
39		439,300		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表 (第三条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	244,100	284,200	328,300
2	130,800	177,100	253,600	294,000	340,300
3	135,000	186,700	263,100	304,200	352,300
4	140,000	195,000	272,800	314,500	364,400
5	146,000	203,400	282,400	325,000	376,500
6	153,500	212,100	292,100	335,300	389,600
7	161,400	220,100	302,100	345,300	402,900
8	169,300	228,000	312,200	355,100	416,700
9	177,200	236,000	322,300	364,800	430,500
10	184,300	243,900	332,100	374,500	444,400
11	191,300	251,300	341,200	384,100	458,300
12	198,300	258,500	349,900	393,700	472,100
13	205,300	265,600	358,200	403,200	485,900
14	212,400	272,600	365,600	412,700	499,400
15	220,300	279,500	372,700	422,200	512,700
16	228,100	286,200	379,700	431,700	525,900
17	234,100	293,000	386,500	441,100	539,300
18	240,100	299,800	393,300	450,400	550,800
19	245,800	306,800	400,000	459,500	559,400
20	251,400	313,800	406,200	467,200	566,900
21	257,000	320,700	412,000	474,900	573,100
22	262,600	327,600	417,500	480,400	578,500
23	268,000	334,500	422,600	485,100	582,700
24	273,300	340,000	427,200	489,100	
25	278,400	345,300	431,500		
26	282,600	349,400	435,100		
27	286,600	353,300	438,600		
28	289,700	357,200			
29	292,800	361,000			
30	295,700	364,800			
31	298,400	368,000			
32	300,900				

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表(第三条関係)

イ 医療職給料表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	円 —	円 284,100	円 321,400	円 411,600
2	227,600	295,800	333,300	424,200
3	237,000	307,500	345,400	436,400
4	247,400	319,300	357,600	448,400
5	257,800	331,100	369,600	460,400
6	269,100	343,100	381,600	472,400
7	280,700	355,100	394,000	484,000
8	292,300	367,100	406,800	495,500
9	303,800	379,100	419,300	506,800
10	315,100	391,400	431,500	518,100
11	324,800	402,500	443,500	529,400
12	334,000	413,000	455,100	540,200
13	343,200	423,100	466,600	551,000
14	352,300	432,900	477,900	561,700
15	361,400	442,700	489,100	571,700
16	370,300	452,300	500,100	581,200
17	379,200	461,900	510,800	590,000
18	387,300	471,500	521,500	597,100
19	392,700	479,100	532,100	602,300
20	398,100	486,300	540,300	607,100
21	401,200	492,800	548,300	
22		497,600	553,800	
23		502,300	559,100	
24		506,800	564,200	
25		511,300	568,700	
26		515,000	573,000	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1			197,700	219,600	254,700	294,800	329,100
2	135,100	170,000	204,100	227,400	263,800	304,600	340,800
3	140,500	176,200	210,900	235,500	272,900	314,400	352,600
4	147,000	182,500	218,500	243,700	282,100	324,200	364,500
5	153,500	188,700	226,200	251,900	291,300	334,000	376,400
6	160,500	194,700	234,200	260,100	300,500	343,900	388,500
7	167,600	200,700	242,200	268,300	309,900	353,900	401,000
8	173,500	206,700	250,200	276,700	319,500	364,000	413,600
9	179,400	213,200	258,300	285,000	329,100	374,300	425,800
10	184,300	220,300	266,300	293,500	338,800	384,700	437,600
11	189,200	227,200	274,300	302,000	348,600	394,900	449,200
12	193,900	233,600	282,300	310,300	357,900	405,100	459,100
13	198,400	239,800	290,200	318,600	367,000	414,900	467,000
14	202,500	246,000	298,100	326,700	375,500	422,800	474,800
15	206,800	251,800	305,900	334,700	382,700	430,200	482,300
16	211,200	257,400	313,600	341,100	389,600	435,200	486,800
17	215,500	262,700	320,800	347,100	395,500	439,800	491,100
18	219,800	267,900	327,600	353,000	401,200	444,200	
19	223,200	272,800	332,700	357,300	406,000	448,100	
20	226,300	277,500	337,400	361,500	410,400	451,900	
21	229,300	281,100	341,400	365,600	414,700		
22	231,700	283,900	344,600	369,300	418,400		
23	233,700	286,700	347,600	372,800	422,000		
24		289,300	350,500	376,000			
25		291,800	353,400	378,900			
26		294,000	356,200	381,700			
27		296,200	359,000	384,500			
28			361,500				
29			363,900				
30			366,300				

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(㊦)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1			213,000	233,600	263,500	298,500	331,100
2	147,800	173,800	219,000	240,600	271,700	308,000	342,900
3	153,200	181,800	226,200	247,700	280,000	317,700	354,700
4	159,000	190,000	233,300	254,800	288,100	327,700	366,500
5	164,800	195,700	240,300	261,900	296,200	337,700	378,500
6	172,800	201,300	247,300	269,200	304,500	347,700	390,900
7	180,800	206,900	254,300	276,500	312,700	357,800	403,500
8	188,700	212,700	261,300	283,800	320,900	368,000	415,800
9	193,500	218,700	268,300	291,200	328,800	378,300	428,000
10	198,300	225,500	275,400	298,900	336,800	389,000	440,100
11	203,100	232,500	282,500	306,600	344,900	399,800	452,200
12	208,000	239,500	289,700	314,200	353,000	410,200	463,200
13	213,100	246,500	296,900	321,700	361,100	420,400	472,600
14	218,000	253,500	304,300	329,200	369,400	430,300	481,800
15	223,400	260,400	311,600	336,700	377,700	440,200	490,400
16	228,900	267,200	318,700	343,900	386,200	449,200	497,900
17	234,300	273,900	325,600	351,200	394,100	458,000	502,900
18	239,700	280,500	332,500	358,400	401,100	466,300	507,200
19	245,000	286,700	339,200	365,600	406,700	473,700	511,200
20	250,300	292,800	345,900	371,900	411,800	478,600	
21	255,300	298,900	352,600	377,800	416,800	482,800	
22	260,300	305,000	358,900	383,600	420,900	486,500	
23	264,800	311,100	364,500	388,100	424,400		
24	269,200	317,200	369,800	392,300	427,100		
25	273,500	322,800	374,600	396,000			
26	277,700	327,900	378,500	399,600			
27	281,500	332,300	382,300	402,600			
28	285,100	336,600	385,500	405,200			
29	288,000	340,700	388,500				
30	290,800	343,400	391,300				
31	293,500	346,100	393,800				
32	296,200	348,700					
33	298,800	351,300					
34	301,300	353,900					
35	303,700	356,300					
36	306,000	358,700					
37	308,200	361,100					
38	310,400	363,500					
39	312,600						

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十三条及び第十四条第二項の改正規定は、平成六年四月一日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。
(最高号給等の切替え等)

3 平成五年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異に

する異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(期末手当の額の特例)

7 平成五年十二月に改正前の条例第十六条の四の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第十六条の四の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

8 前項の規定の適用を受ける職員について平成六年三月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第十六条の四第二項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から前項の規定による加算額に相当する額を減じた額とする。
(給与の内払)

9 改正後の条例及び附則第七項の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例及び附則第七項の規定による給与の内払とみなす。
(人事委員会への委任)

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。